

第1回データ契約ガイドライン検討会
議事録

日時： 平成29年12月8日（金） 10:00～12:00

場所： 経済産業省本館2階西第3共用会議室

1. 座長挨拶

- データ契約に関しては、東京大学政策ビジョン研究センターや経済産業研究所でも検討・研究がされている。こういった新しい分野に関しては、研究・実務・政策がほぼ同時に進むことが多い。工夫して連携していきながら、進めていけたらよいと考えている。

2. 経済産業省 松田課長挨拶

- 経産省が推奨している Connected Industries 構想の一環として、データ契約ガイドライン ver1.0 が5月に出ているが、今回ガイドラインを改訂するにあたり、より具体的なユースケースに落としこんだものを盛り込みたいと考えている。
 - ver1.0 では、データに所有権があるのか、個々の企業がどのように契約を結ぶと良いか、どのように契約に落とし込むことが可能なのかといったことについて検討を行った。ver1.0 発表後、様々な業界団体等にて説明を行ってきたが、データというその瞬間にはどのような価値が生まれるかわからないものを利活用していくためには、もっと具体的なユースケースに落とししていかないといけない。これだけでは分かりにくく、使いにくいという意見を頂いた。そんな意見を踏まえて今回改訂を行いたいと考えている。
- さらに新しい AI という分野についても、データを活用してアルゴリズムを生成するというときの論点など、新しい論点にもチャレンジしていきたい。

3. 委員挨拶

(岡田委員)

- 弊社はディープラーニング系では早い段階からビジネスを行っている企業であり、本検討会にはディープラーニングのアルゴリズムを実際に行っている者の立場として、貢献したい。
- 本検討会への期待は以下三点。
 - 自身も自らアルゴリズムをエンコードしているが、データとアルゴリズムから新しいアルゴリズムをつくることに対する理解を得る難しさを問題として感じている。アルゴリズムをつくるためのプロセスを提供している会社が抱える問題として、つくりこんだアルゴリズムは誰のものなのかをはっきりさせたい。検討会のな

かで、こういうものに対しては、こういう扱いをするのが良いなど、お墨付きをいただきたい。

- アルゴリズム開発にとって教師データは重要で、この教師データにも、パラメータやパターンがあるので、それぞれ検討できたら良いと考えている。
- 強化学習のようにデータを食べさせることで強くなる機械学習については、コンシューマからのデータ提供が不可欠だが、それについても検討したい。

(木村委員)

- 弊社は1990年末からパソコン搭載のCNC装置に携わっており、当時から様々な機械データを扱ってきたが、昨今ビッグデータを活用したディープラーニング搭載機器の話が増えてきていると感じている。
- 本検討会では、グローバルな展開に対する対応に着目したい。
 - データを全世界から収集するときに、グローバル対応を考慮した契約を進める必要がある。また、扱う工作機械の加工プログラムデータが生物化学兵器、核兵器等の安全保障管理に係るような場合、セキュリティとコンプライアンスをどのように担保するかも検討が必要。

(齊藤委員)

- 弊社では、モビリティ、製造、バイオの分野を中心に、主に深層学習その他の機械学習の技術を利用して、世の中をよりよく、様々なものを最適化、効率化していく、といったことを行っている。
- データの利用に関する契約を行う際、基本的な部分でコンセンサスが形成されていないことがしばしばある。
 - 例えば「データ」とは何か。データの「利用権限」とは何か。その足元のところから固めていきたい。

(佐藤委員)

- データの価値がはっきりしないことにまつわる諸問題を取り上げたい。
 - 利益が上がったときに、どのようにプロフィットシェアするのか。利益が上がるとわかっているのであれば、既存の契約でも事例が多くあるのかもしれないが、機械学習の場合そこが事前に保証されていない。そこが難しく、面白くあると考えている。
 - データの帰属・所有・寄与・責任について議論したい。ver1.0では、信託・共同についてのアイデアには触れられていない。
 - データ契約のイノベーションを起こしうるのか議論したい。アメリカでは活発に議論されている話だが、契約自体をイノベティブにするためのインセンティブに関心がある。イノベティブな契約の仕方は外に出したくないというのが弁護士の方の気持ちだと思うが、そこを開いていけたらと考えている。

(正林委員)

- 普段の業務では、知見財産制度を扱っている。
- 本件当会では以下のテーマに興味がある。
 - データを扱っていく中で、どのように競争力の源泉を守っていけるか・優位性を確立させていくにはどうすれば良いかについて議論したい。
 - さらに AI がものを発明するような世の中にシフトしていった場合には、特許とは何かという話になってくる。保護できる部分と出来ない部分について議論したい。
 - ☆ 特許の世界では、「癌になりやすいねずみ」という話がある。ある発明（親）だけを保護しても、そこから派生するもの（子）が生まれると権利は守れないという例えだが、AI にも同じ問題が発生する。ある発明だけを保護したとしても、その先について保護できない部分についてどう扱うか考えたい。

（林委員）

- 本検討会に対する大きな視点からの意見は以下二点
 - 現在公表されている ver1.0 はデータ流通を促進するために、基本的にデータはオープンに流通させるべきものという視点で書かれている。一方で企業の立場からすると、競争力を維持するためにクローズにせざるを得ない部分もある。従って本検討会では、オープンとクローズのバランスに配慮して検討したい。
 - ver1.0 では利用権限を定めるものとされており、オーナーシップを一旦否定した形でまとめられていると理解しているが、実務上の契約においては、データが誰のものかその帰属について記載する場合もある。改訂版ではデータのオーナーシップをどう取り扱うかについて検討したい。
- ver1.0 の深掘・拡張については以下三点
 - 深掘については、コスト・責任の分担、利益の配分や、ライセンス条件等をいかに具体的な事例で記述できるかに期待している。
 - また、データに付随する権利や法律との関係について、データの許諾に付随する特許や著作権といった従前の知的財産権の許諾はどうあるべきか、改正が予定されている不正競争防止法との関係で留意すべき点はあるか、ver.1 で除外されたパーソナルデータについて、今回は対象に含めるのか、など検討が必要であると考えます。
 - 拡張については、AI だけでなく、昨今話題となっているブロックチェーン等、他の技術進歩に対してどれだけ対応するか、検討が必要であると考えます。また、グローバルに活動する企業にとって重要性を増す海外企業との契約については、是非検討の対象としたい。
- とはいえ、限られた時間の中での活動となるため、優先順位をつけて検討すべきと考える。

（春山委員）

- 経産省で進められている Connected Industries のお話からすると、素材を扱う我々（川上）はそれを扱い加工していく方々（川下）と繋がっていくことになると思うが、デー

タの利用権限がどこまで反映されるのかは重要なポイントだと考えている。

➤ 「素材」という、製造過程において一番源泉となる部分を扱っているが、そのため、オーナーシップなど私たちが扱った素材がそれぞれどのように扱われていくのかに不安を感じている面がある。

- ガイドライン改訂に期待することとしては、以下三点
 - データそのものが非常に膨大になるため、セキュリティ確保に関する検討を行いたい。
 - どのようにガイドラインを理解したらよいのか、どのように活用できるのかなどポイントが明確化され、きちんと使えるものにしていくこと。
 - 人材育成について、我々の業界でも弱い部分があるが、全業界においてもこのガイドラインが出来た後どのように活用していくか、ガイドラインをどのように理解するかという論点を入れさせていただきたい。

(福岡委員)

- 最近AI 関係のシステム開発契約や、産業データ・パーソナルデータに関する法律相談を扱っているが、AI・IoT・ビッグデータが一体となって問題となることも増えている。
- データについて、今はまだ弁護士においても、共通認識が出来上がっていない。法律が判断基準を示していないことが多いので、政府のつくったガイドラインが重要になると考えており、今回のガイドライン改訂の意義は大きいと考えている。
 - メーカーはデータを生成していることから、データの所有権者は自分たちであるという意識を持っているけれど、データを受領・加工する側はそうは思っていない面があると思っている。この意識の差を踏まえて検討したい。
 - また、同時にデータを囲い込むのではなくオープンにしていくことは広く議論されているが、クローズにしたいというニーズもあり、データのオープン&クローズ戦略ということを考えなければならないという問題意識がある。オープンにするケース・クローズドにするケースについても議論したい。

(藤瀬委員)

- 自動車はものづくりが起源だが、最近IoTなどが議論されており、データ利活用は自動車分野においても重要。
- データの利活用に際しては、プライバシーの問題や営業秘密の取り扱いについて触れたい。ものづくりにおいて、品質向上のためにはデータ利活用が必要だが、クローズドにする部分の検討も行いたい。
 - 産業データといっても簡単ではない。例えば自動車の走行データについては、所有者の同意で取得するデータがある一方、故障診断等で取得するデータもあり、そもそも走行で発生するデータが誰に属するものかという議論がされている。また、IoTが今後より浸透していき自動運転が実現されたときに、インフラ側と瞬時に通

信していくようになると思うが、どの時点が契約対象なのかということも検討されなければならないだろう。

(若目田委員)

- NECとしては岡田委員と同じような立場だが、経団連としては少し違う面もある。経団連としては以下の立場。
 - データ利用権を明確にすることを評価するポジション。
 - パーソナルデータまでを検討範囲に含めると、範囲が広がるので、産業データ、海外データ周りのユースケース充実化に期待する。
 - データを使った事業に対するインセンティブを与えるなど、データ利活用事業を萎縮させない方向への議論を期待する。
 - 便益の享受だけではなく、リスクに対する観点についても議論が必要。
 - アウトプットに対する保護を求める。
- NECは、ベンダーとして委託開発を行う立場だが、提案しPoCをして実装してそれを運用していくモデル。PoCにおける権利が受託として主張しにくい面もあるなどもみられる。実際にデータを活用して何かを継承し、それをシステムに実装させ稼動・運用していくなどフェーズによって論点があると考えている。
 - アメリカに比べて、日本はITベンダーに委託する文化がある。

(波多江委員)

- 弁護士として、具体的な案件・ユースケースとして多様なケースを出すことを目的として参加したい。
- 興味は以下三点。
 - 日本のAI・データ契約強化の議論をしたい。特にAI専門の弁護士は海外に有名な人がいるという風潮になっており、海外の弁護士が取り合いになっている。日本のAI、データのやりとりをもっと検討していけたらよいと思っている。
 - 法律が追い付いていないとは感じている部分(新しいデータ社会、シェアリングや法律の民法上の関係)の法律問題について考えたい。
 - 一方で、法律よりも契約の方が重要となっていく方向にシフトしていくのではないかと考えている。所有の問題は契約で扱われるようにシフトしていくのではないだろうか。

(松田課長)

- 委員の方々のお話を受けて、コメントする。
- 改訂の方針について、ver1.0ではいかにデータをオープンにするというメッセージが強くてすぎていたかもしれないとも感じている。本検討会ではより具体的に、ビジネスの観点から、具体的なユースケースを基に必要な検討を行っていきたいと考えている。また、国際(グローバル)の視点も重要だと考えている。
- 深掘の方向としては、まず不正競争防止法について検討したい。本当に悪質なものだけ

は法律で保護する仕組みをつくりたいが、不正競争防止法で扱う領域は厳格に行っていくことになる。そのため、ほかの部分については製造業を中心に現場目線で、契約でどれだけ具体的に作りこんでいきたいと考えている。

- スcopeについてはパーソナルデータの扱いは、林委員からあったが、本検討会にどのように入れ込めるのかというところは検討をしたい。
 - METI でも IoT 推進コンソーシアム・データ流通促進 WG にて、プライバシーとの関係について、齊藤委員にも参加いただいているが、本検討会と同様にお悩み相談所形式で開催している。
 - AI に関しては様々な論点があると思っているので最先端のベンダーや弁護士等専門家の話をお聞きしたい。
- ブロックチェーンのテーマへ拡張するかについては、将来は必要になるだろうが、まだ今回の検討会では扱えないかもしれない。次の段階かもしれないと考えている。

4. 資料5 PwC 資料

PwC 渡邊様より、資料5に基づき、データの利用権限に関する契約ガイドライン調査の実施概要についてについてご報告があった。

ビジネスモデル例について

(渡部座長)

- ここで記載されているビジネスモデルの例というのは、あくまで例なのだろうか。

(渡邊委員)

- こちらは例として記載させていただいている。

5. 資料6 検討会方向性

事務局より、資料6に基づき、検討会の方向性についてご説明した。

検討範囲について

(藤瀬委員)

- 検討会スコープについて、P. 18 の説明では「事業者が活用しやすい形を検討する」としているが、事業者というのは、何を指しているのだろうか。限られた検討回数の中でどこまでテーマを扱っていく予定だろうか。IoT でも家電、ドローン、自動車など、消費者が関係する話もある。
 - 工場の扱うデータだとパーソナルデータは入り込まないが、事業者間という定義だとパーソナルデータの扱いも入ってくるかもしれない。パーソナルデータを扱うかどうかなど、範囲は決められているのか。
 - 例えば自動車の場合、個人の走行データをセンター側（事業者側）にアップし、そ

これからデータ活用事業者に提供することになる。本検討会ではセンター側事業者とデータ活用事業者間の契約が対象となるという理解で良いか。

(事務局)

- 本検討の対象として、産業データを中心に事業者間の契約を扱う。パーソナルデータを含めるかについては、現段階では取り上げるテーマとして持っていないが、論点にしなければならないとなれば取り上げていきたい。その都度意見交換・相談しながら扱うテーマを検討していきたい。

6. 資料 8 齊藤委員資料

齊藤様より資料 8 に基づき、『データ利用権限に関する契約ガイドライン』(ver1.0) に関するコメントについてご報告があった。

データ利用権限に係る法人/個人区別について

(藤瀬委員)

- データ利用権限について、これは法人に与えられる権限という理解でよいか。個人にあたる権限については扱っていないのだろうか。

(齊藤委員)

- 法人と個人は区別する必要はないのではないかと考えている。注目すべきは、現にアクセスできる立場にあるかどうかではないか。アクセスできるのであれば利用できるものとするべきではないか。アクセスできるならば、そこからデータは広がっていく、という前提で仕組みをつくっていく。
 - 従業員であれば、秘密保持契約などで利用を制限するような取り決めを行う。また契約以外の手段を使ってアクセスできないようにすることも多いのではないか。

データのオーナーシップについて

(福岡委員)

- オーナーシップについて、齊藤委員はどのようにお考えなのだろうか。法律家としては、無体物であるデータに「所有権」という言葉を使うのには、弁護士としては抵抗がある。利用権限をアクセスできるたびに付与していたら、どんどん増えていってしまう。利用権限と所有権には差があり、区別しなければならないと私は考えている。
 - データを提供していく側は自分たちがデータを持っているという意識が強いので、この意識の差が定義に関わってくるのではないかと考えている

(齊藤委員)

- 利用権限という概念から出発しないほうがよいと考えている。つまり、事実状態としてアクセスできる地位にあるのであれば、それを利用できるとまずは考えるべきではないか。それが原則であって、アクセスを妨げたい理由があるならば、それを可能にする

契約を行う必要がある、と考えるべきではないか。

データの瑕疵について

(福岡委員)

- データ瑕疵という視点から、どのような問題が生じるだろうか。大企業であればデータの内容をある程度管理できるのかもしれないが、中小企業がデータを提供する場合を考えると、データ管理の負担が大きすぎることもありえるので、瑕疵の一般的な議論も詰めて置ければ良いのではないだろうかと考えている。

(齊藤委員)

- 瑕疵については、以下2つの理由から難しい課題があるテーマだと考えている。
 - 一点目は、瑕疵の認定が難しいという問題がある。私は瑕疵があるかないかの基準は基本的には合意で定まるものだと考えており、一般的に「瑕疵」を定義するとすれば、合意により定めた基準に質的、量的に満たないもの、と定義したい。しかし、その認定はおそらく容易ではない。
 - 二点目だが、瑕疵担保条項のエンフォースが少なくとも現時点では難しい。あるデータがあって、それを利用して開発を行い、何らかのマイナスの結果が生まれた場合にその原因がデータにあるのかないのか判断することは難しいだろう。そのため、紛争リスクを管理する上では、データの選定を慎重に行うことが重要だと考えている。それをガイドラインでも強調する必要があるのではないか。
 - ◇ たとえば、一方がデータの提供を受けて開発を行うような場合で、研究開発の結果が思わしくなかった場合、データが悪いのかモデルが悪いのか評価することは難しいのではないか。

(福岡委員)

- データを提供する側としては、「データの正確性は保証できない」という内容を盛り込みたいと考える一方が、データが受け取る側としては一定の保証をして欲しいと考えるだろう。そうすると、その調整はどのようにすべきだろうか。

(齊藤委員)

- そこに利益があると考えたら、契約交渉の中で議論して決めれば良い、という考え方。品質が保証されないことによる不利益がその取引による利益を上回るなら受けない、ということもありうる。品質保証条項を入れるべきかどうかは一律には決まらない。ただ交渉のポイントになるということ。

データのオープン/クローズド戦略について

(正林委員)

- 私が扱う事例では、データは守られるべきという考えが多く寄せられるのだが、齊藤委員は、データを守るべきかオープンにしていくかという論点にどのような意見を持つ

ているのだろうか。

(齊藤委員)

- データをオープンにした方が、ベンダーとしてはデータを「遊ぶ」機会も増えるし、イノベーションにつながるという話はもちろんある。しかし一方で囲い込みたいというインセンティブも理解できる。「この限定的な範囲でなら良い」という条件付きでデータを提供していただけるケースも多い。データのオープン化を強調することで、短期的にはデータの提供を受けにくくすることもあるのではないか。中長期的にはオープンにしたほうがよいのだろうが、そのためには制度整備が必要だろう。

(岡田委員)

- 遊びたいという気持ちがとても理解できる。弊社では①IoTの金庫的サービスと、②IoTからデータを引き出して付加価値を生成する貸金庫的サービスのふたつを行っているのだが、この二つが違うというのはあまり理解されずにいるため困っている。
 - この二つのサービスは銀行口座と貸金庫によくたとえている。銀行口座はお金さえ入れればすぐに運用できるが、貸金庫の場合には中身がわからない場合も多く、すぐに使えない。
- 貸金庫型だと、PFと連携する西岡先生の考えに近いが、日本企業にはPFとして連携できる企業は少なく、海外のクラウドでPF構築している企業と連携してしまうことが多い。ベンダーがアクセスできるケースも少ないし、その環境を用意している企業も少ない。

7. 資料9 西岡委員資料

西岡様より資料9に基づき、データによる事業者間の連携フレームワークについてご報告があった。

分散管理における仕組みづくりについて

(渡部座長)

- 分散管理、分散台帳で管理するという話となった際に、台帳の外で取引するとなると、結局台帳の外に仕組みが必要という話になるのだろうか。それは約束事として決めていくことになるのだろうか。

(西岡委員)

- 仕組みのつくり方は様々な方法があると思うが、台帳に参加者がエンド to エンドで移動したという事実を履歴として管理する。逆に履歴がなければ移動の事実がないものとするような形と思われる。モデルとしては、その上で行えばセキュアに管理できるという人たちが集まる形なので、先に仕組みや約束事があるというより、自己増殖的に広がっていくリゾーム型のようなものと考えている。

以上